

静岡県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年6月4日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,628
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 485,175
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,909	富士市 69,838	掛川市 31,629
伊東市 20,268	富士宮市 36,717	袋井市・森町 28,186
熱海市 11,155	静岡市葵区 71,391	磐田市 45,396
伊豆市 9,090	静岡市駿河区 58,540	浜松市中区 64,626
伊豆の国市 13,765	静岡市清水区 67,348	浜松市東区 35,253
函南町 10,678	焼津市 38,331	浜松市西区 30,034
三島市 30,728	藤枝市 40,322	浜松市南区 27,764
清水町・長泉町 20,412	牧之原市・吉田町 20,392	浜松市北区 25,764
裾野市 14,232	島田市・川根本町 29,502	浜松市浜北区 26,493
御殿場市・小山町 29,170	御前崎市 8,954	浜松市天竜区 8,503
沼津市 55,280	菊川市 12,481	湖西市 15,996